

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税(国・地方)が8%となり、令和元年10月1日からは10%に引き上げられました。地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度桜川市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 525,087 千円  
 (歳出) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 5,993,340 千円

(単位:千円)

項目	予算科目			特定財源			一般財源		
	款	項	目	令和5年度 決算額	国県 支出金	地方債	その他	地方消費税 (引上げ分)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	34,418	201		1,397	4,826	27,994
			老人福祉費	29,655	640		6,048	3,377	19,590
			障害者福祉費	1,196,768	868,787			48,227	279,754
			老人医療費	654,437	96,101		887	81,968	475,481
			医療福祉費	285,891	106,252		116	26,397	153,126
			人権啓発対策費	6,206	900			780	4,526
			福祉施設管理費	22,807				3,354	19,453
		老人福祉施設管理費	1,352			641	105	606	
		児童福祉費	児童福祉総務費	186,972	39,741	35,000		16,503	95,728
			児童措置費	1,197,733	718,118		191,276	42,398	245,941
			児童福祉施設費	155				23	132
			放課後児童対策費	62,379	21,554		29,817	1,619	9,389
			こども園費	18,851			10,253	1,264	7,334
		小計①				3,697,624	1,852,294	35,000	240,435
社会保険	民生費	社会福祉費	国民健康保険事業費	673,737	175,220			73,303	425,214
			介護保険事業費	687,602	40,820			95,104	551,678
小計②				1,361,339	216,040	0	0	168,407	976,892
保健衛生	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	503,520	19,641		2,775	70,742	410,362
			予防費	116,615	2,791			16,737	97,087
			環境衛生費	308,883	52,193		654	37,648	218,388
			公害対策費	5,359	430		86	712	4,131
小計③				934,377	75,055	0	3,515	125,839	729,968